

草津市国民保護計画

資料編

草 津 市

目 次

I 資料

1	関係機関の連絡先-----	1
2	草津市国民保護対策本部各班の任務分担表-----	4
3	代替職員-----	5
4	国民の権利利益の救済に係る手続き担当部署一覧-----	6
5	関係機関との協定一覧-----	7
6	市が警報を伝達または通知する機関等-----	8
7	草津市国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料-----	9
8	生活関連等施設の種類および所管省庁-----	11
9	草津市緊急事態連絡本部の組織表-----	33
10	災害対策本部と国民保護対策本部の関係-----	34
11	草津市国民保護対策本部組織表-----	35
12	関係報道機関一覧-----	36
13	現地調整所の組織編成例-----	37
14	現地調整所の性格について-----	38
15	市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み-----	39
16	市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達の仕組み-----	40
17	市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達の仕組み-----	41
18	安否情報の収集・整理・提供の流れ-----	42
19	身分証明書のひな型-----	43
20	市の特殊標章および身分証明書に関する交付要綱-----	44

II 様式

1	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（様式第1号）-----	1
2	安否情報収集様式（死亡住民）（様式第2号）-----	2
3	安否情報報告書（様式第3号）-----	3
4	被災情報の報告様式-----	4
5	安否情報照会書（様式第4号）-----	5
6	安否情報回答書（様式第5号）-----	6

III 参考

1	救援の程度および基準（厚生労働省告示第343号）-----	1
2	退避の指示の一例-----	6
3	避難実施要領の作成について-----	7

I 資 料

関係機関の連絡先

【指定地方行政機関等】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
大阪管区气象台 彦根地方气象台	総務課	522-0068	彦根市城町 2-5-25	(0749) 23-2582 (0749) 23-2588
国土交通省近畿 地方整備局 滋 賀国道事務所	管理第二課	540-8795	大津市竜が丘 4-5	(077)-523-1762 (077)-522-6824
陸上自衛隊 第3偵察戦闘大 隊	第3係	520-1600	高島市今津町平郷 995	(0740) 22-2581 (内 272)

【主な指定公共機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
西日本旅客鉄道株 式会社京都支社草 津駅	駅長	525-0026	草津市渋川 1-1-16	(077) 561-6426
西日本電信電話株 式会社滋賀支店	災害対策担当	520-8588	大津市浜大津 1-1-26	(077) 510-0961 (077) 510-0959
西日本高速道路株 式会社関西支社	保全サービス 事業統括課	567-0871	大阪府茨木市岩倉町 1-13	(06) 6344-8207 (06) 6344-8247
関西電力送配電(株) 滋賀本部	統括グループ	520-8570	大津市におの浜 4-1-51	(077) 527-5804
大阪ガスネットワ ーク(株)京滋事業部	導管事業部 導管計画チー ム	600-8815	京都府京都市下京区中堂寺 粟田町 93	(075) 315-8942 (075) 315-8993

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
草津栗東医師会	事務局 会長	525-0032	草津市大路 2 丁目 1-35	(077) 563-3380 (077) 564-3111
一般社団法人滋 賀県 LP ガス協会 草津支部	支部長	520-3024	滋賀県草津市大路 1 丁目 19- 1 (上野商事)	(077) 562-0338
近江鉄道株式会 社	管理部総務課	522-8503	彦根市駅東町 15 番 1	(0749) 22-3301 (0749) 23-8418
滋賀交通株式会 社	人事課	528-0037	甲賀市水口町本綾野 1-1	(0748) 62-3111 (内 40) (0748) 62-3114
帝産湖南交通株 式会社	総務部総務課	525-0042	草津市山寺町 188	(077) 565-8188 (077) 565-7688

【県（知事部局、教育委員会、警察本部等）】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
滋賀県	県防災危機管理局 ※滋賀県国民保護協議会事務局	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3435 (077) 528-4994
近畿管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前三丁目1-41大手前合同庁舎	(06) 6949-6390 (06) 6941-2893
滋賀県警察本部	警備第二課	520-8501	滋賀県大津市打出浜1番10号	(077) 522-1231 (077) 522-1267
草津警察署	警備課	525-0027	草津市野村三丁目1-11	(077) 563-0110 (077) 563-0116

【県（出先機関）】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
南部土木事務所	経理用地課	525-8525	草津市草津三丁目14-75	(077) 567-5433 (077) 562-9234

【市町】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
大津市	危機・防災対策課	520-8575	大津市御陵町3-1	(077) 528-2616 (077) 523-2202
彦根市	危機管理課	522-8501	彦根市元町4-2	(0749) 30-6150 (0749) 23-1777
長浜市	防災危機管理局	526-8501	長浜市八幡東町632	(0749) 65-6555 (0749) 65-8555
近江八幡市	危機管理課	523-8501	近江八幡市桜宮町236	(0748) 33-4192 (0748) 33-4193
守山市	危機管理課	524-8585	守山市吉身2-5-22	(077) 582-1119 (077) 583-5066
栗東市	危機管理課	520-3088	栗東市安養寺1-13-33	(077) 551-0109 (077) 518-9833
甲賀市	危機管理課	528-8502	甲賀市水口町水口6053	(0748) 69-2103 (0748) 63-4619
野洲市	危機管理課	520-2395	野洲市小篠原2100-1	(077) 587-6089 (077) 587-4033
湖南市	危機管理・防災課	520-3288	湖南市中央1-1	(0748) 71-2311 (0748) 72-2000
高島市	防災課	520-1592	高島市新旭町北畑565	(0740) 25-8133 (0740) 25-8551
東近江市	防災危機管理課	527-8527	東近江市八日市緑町10-5	(0748) 24-5617 (0748) 24-0752
米原市	防災危機管理課	521-8501	米原市米原1016	(0749) 53-5161 (0749) 52-5149
日野町	総務課	529-1698	蒲生郡日野町河原1-1	(0748) 52-6500 (0748) 52-2043
竜王町	生活安全課	520-2592	蒲生郡竜王町小口3	(0748) 58-3703 (0748) 58-2573

愛荘町	くらし安全課	529-1380	愛知郡愛荘町愛知川 72	(0749) 42-7699 (0749) 42-7377
豊郷町	総務課	529-1169	犬上郡豊郷町石畑 375	(0749) 35-8111 (0749) 35-4575
甲良町	総務課	522-0244	犬上郡甲良町在土 353-1	(0749) 38-3311 (0749) 38-3421
多賀町	総務課	522-0341	犬上郡多賀町多賀 324	(0749) 48-8120 (0749) 48-0157

【消防機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
湖南広域消防局	消防救助課	520-3024	栗東市小柿 3-1-1	(077) 552-8825 (077) 552-0988

【その他の県内関係機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
えふえむ草津	演奏場	525-0034	草津市草津 2 丁目 10-21	(077) 566-5353

【協定締結市】

草津市地域防災計画（資料編）災害時応援協定締結状況に定めるとおり

草津市国民保護対策本部各班の任務分担表

草津市地域防災計画(資料編)に定める草津市災害対策本部組織に準ずる。

代替職員

草津市国民保護対策本部の各部長の代替職員は、草津市国民保護対策本部組織表の各部の名簿の順による。

国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧

救 済 項 目		担当部署
		市
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)	支援要請班 (総務課)
	特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第2項)	
	土地等の使用に関する事 (法第82条)	
	応急公用負担に関する事 (法第113条第1・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項) (法80条第1項) (法115条第1項) (法123条第1項)	
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1項) (法第85条第2項)	
不服申し立てに関する事 (法第6条) (法第175条)		
訴訟に関する事 (法第6条) (法第175条)		

関係機関との協定一覧

国民保護措置に関する応援協定等は締結していないが、防災措置に関する協定は、草津市地域防災計画（資料編）災害時応援協定締結状況に定めるとおり。

今後、防災措置についての協定を国民保護措置に関しても同様に機能すべく調整する。

市が警報を伝達または通知する機関等

区 分	施 設 名	電話番号等
防災関連機関等	国交省草津維持出張所長 湖南広域消防局 西日本旅客鉄道草津駅 N T T 滋賀支店 関西電力営業所 大阪ガス京滋導管部 滋賀県 LP ガス協会草津支部 草津栗東医師会 えふえむ草津 淡海医療センター 近江草津徳洲会病院	562-0842 552-1234 562-2065 527-7401 522-2611 075-315-9104 553-2488 563-3380 566-5353 563-8866 567-3610
大規模集合施設	県と調整し、逐次整備する	
その他関連機関・ 施設等	光泉中学・高等学校 綾羽高等学校 立命館大学草津キャンパス	564-5600 563-3435 566-1111

※市の施設には、施設の所管課から警報の内容を通知するものとする。

草津市国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

※ 国民保護措置の実施に必要な以下の基礎的資料については、今後順次整備する。

【一般的資料】

- (1) 市・県の地図
- (2) 市内の人口分布
 - ・町等毎の人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
 - ・居住し、または滞在している外国人の数
- (3) 関係機関（国、県、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

【避難に関する資料】

- (1) 避難施設のリスト
 - ・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
 - ・収容施設（避難所（長期避難住宅を含む）および応急仮設住宅）として活用できる土地、建物（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地）等のリスト
 - ・集客施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - ・住宅地図
 - ・避難行動要支援者名簿
- (2) 県内の道路網のリスト
 - ・避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト
- (3) 輸送力のリスト
 - ・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員のデータ
 - ・鉄道網やバス網などのデータ
 - ・本社および支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- (4) 輸送施設に関する情報
 - ・道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
 - ・鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
 - ・港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- (5) 全住民の避難を想定した場合に把握しておく必要がある情報
 - ・想定される避難先までの輸送経路
 - ・市外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制

【救援に関する資料】

- (1) 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - ・備蓄物資の所在地、数量、県内の主要な民間事業者のリスト
 - ・食料や飲料水等の生活必需品物資の流通網
 - ・仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等
 - ・食品、飲料水および生活必需品等の備蓄物資の確認
 - （※ 住民の避難および避難住民等の救援に必要な物資および資材の例）
食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など
 - （※ 国民保護措置のために特に必要な物資および資材の例）
安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

- (2) 関係医療機関のデータベース
 - ・災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ
 - ・NBCの専門知識を有する医療関係者のリスト
 - ・医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在
 - ・救護班のデータベース
 - ・臨時の医療施設として可想定される場所等のリスト
- (3) 墓地および火葬場等のデータベース
 - ・墓地および火葬場等の所在および対応能数等

【生活関連施設に関する資料】

- (1) 生活関連等施設等のリスト
 - (※ 知事の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
 - 発電所・変電所、ガス工作物、取水施設貯水施設浄水施設、配水池、鉄道施設・軌道施設、電気通信事業用交換設備、放送用無線設備、水域施設・係留施設、旅客ターミナル・航空保安施設、ダム、危険物、毒劇物（毒物および劇物取締法）、火薬類、高圧ガス、核燃料物質（汚染物質を含む）、核原料物質、放射性同位元素（汚染物質を含む）、毒劇物（薬事法）、電気工作物内の高圧ガス、生物剤・毒素、毒性物質
- (2) 生活関連等施設等の種類、名称、所在地、管理者名、連絡先、危険物質等の内容物、施設の規模

【大規模集客施設等に関する資料】

- (1) 大規模集客施設等のリスト
 - ・消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用または居住する施設
- (2) 大規模集客施設等の名称、所在地、連絡先

【専門家・専門機関に関する資料】

- (1) 専門家・専門機関のリスト

【その他】

- (1) 市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物）
- (2) 安否情報の収集について協力を求める可能性のある市が管理する医療機関諸学校等の所在および連絡先等

生活関連等施設の種類および所管省庁

国民保護法施行例	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水地	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	旅客ターミナル、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物(毒物および劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省
	8号	毒劇物(薬事法)	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

生活関連等施設の種類の特性——県資料抜粋

生活関連等施設の安全確保の留意点——県資料抜粋

【県資料 生活関連等施設の種類の特性】

種別	施設の種類	規模等	施設の特性
電気	発電所	最大出力5万kW以上	<ul style="list-style-type: none"> ・電気を発生している電力供給の根幹施設。 ・一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
	変電所	使用電圧10万V以上	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。
ガス	ガス発生設備 ガス精製設備 ガスホルダー	簡易ガス事業を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。 ・ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。
水道	取水施設 貯水施設 浄水施設 配水池	1日当たりの供給能力10万平方メートル以上	<ul style="list-style-type: none"> ・国民が直接口にする飲料水を供給する。 ・水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。
鉄道 軌道	鉄道施設 軌道施設	1日当たりの平均利用者数10万人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。 ・人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。
電気 通信	電気通信 事業用交換設備	利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数3万に満たないものおよび移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数3万に満たないものを除く	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。 ・当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。
放送局	放送用無線設備	—	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。 ・複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。
港湾	水域施設 係留施設	—	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。 ・人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。
空港	滑走路等 航空保安施設 旅客ターミナル施設	—	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。 ・人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。
河川 管理	ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の流出を防止し、および調節するために設けるダムを除く ・基礎地盤から堤頂までの高さが15m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものになるおそれがある。 ・生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

	施設の種類	施設の特性	
危険物質等	放射性同位元素	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素の許可届出使用事業者等 <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素または放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボムの材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。 事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。 医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。 (※ダーティボム(汚い爆弾)：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾) 	
	毒劇物(薬事法)	<ul style="list-style-type: none"> 薬局 医薬品の販売業の店舗 医薬品の製造所 医薬品の製造販売の事務所 	<ul style="list-style-type: none"> 薬事法第44条第1項に規定する毒薬または同条第2項に規定する劇薬を貯蔵または陳列している。 毒薬または劇薬は、これが摂取され、吸収され、または外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、または薬理作用が激しいため、人または動物の機能に危害を与え、または危害を与えるおそれがある医薬品である。 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。
		<ul style="list-style-type: none"> 動物用医薬品の販売業の店舗 動物用医薬品の製造所 動物用医薬品の製造販売の事務所 	<ul style="list-style-type: none"> 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第44条第1項に規定する毒薬または同条第2項に規定する劇薬を貯蔵または陳列している。 毒薬または劇薬は、これが摂取され、吸収され、または外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、または薬理作用が激しいため、人または動物の機能に危害を与え、または危害を与えるおそれがある医薬品である。 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。
	電気工作物内の高圧ガス	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所 	<ul style="list-style-type: none"> LNGタンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。
	生物剤、毒素	<ul style="list-style-type: none"> 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素の取扱施設 	<ul style="list-style-type: none"> 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する生物剤、毒素を保有している施設。 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤および毒素を用いた研究を実施する機関である(経済産業省所管)。
毒性物質	<ul style="list-style-type: none"> 毒性物質取扱所 	<ul style="list-style-type: none"> 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)に定める毒性物質(特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の3種に分類される)を取り扱っている。 このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。 	

【県資料 生活関連等施設の安全確保の留意点】

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
発電所 変電所 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設および設備の監視を徹底すること。 ・施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。 ・施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。 ・施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。 ・万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。 ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。 ・業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。 ・施設および設備に関する不法行為ならびにその関連情報および不審情報に関する社内連絡および警察への通報を徹底すること。 ・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
ガス発生設備 ガス精製設備 ガスホルダー (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線または生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。 ・ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第6条に定める離隔距離を有すること。 ・施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。 ・施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況および当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。 ・施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。 ・施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。 ・遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断および放出ができるよう措置を講ずること。 ・施設に対する不法行為ならびにその関連情報および不審情報に関する社内連絡および警察への通報手順・体制を整備しておくこと。 ・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
取水施設 貯水施設 浄水施設 配水池 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ・水源の監視を強化すること。 ・水道施設の防護対策を確認すること。 ・バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。 ・当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。 ・備品、薬品等の管理を徹底すること。 ・施設関係図面等の管理を徹底すること。 ・一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。 ・緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。 ・給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。 ・応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
鉄道施設 軌道施設 (国土交通省)	<p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。 ・平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。 <p>(平素からの備え)</p> <p>①事案発生時の連絡通報体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業者内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。 <p>②避難経路の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。 <p>(武力攻撃事態等における留意点)</p> <p>①自主警戒の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。 ・ゴミ箱の集約・撤去を行うこと。 <p>②利用者等への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。 <p>③施設の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。 <p>※なお、上記の安全確保の留意点は、緊急処理事態に準用する。</p>
電気通信事業 用交換設備 (総務省)	<ul style="list-style-type: none"> ・平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設（当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。）の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。 ・関係機関との連絡網の構築に努めること。 ・施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。 ・施設（特に、交換設備を設置する通信機械室）への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。 ・自動火災報知設備および消火設備を適切に備え付けること。 ・予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。 ・予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。 ・機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。 ・その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）に定める対策の実施に努めること。

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
放送用無線設備 (総務省)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関（都道府県警察等）との緊密な連絡の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。 ・ 事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関（都道府県警察等）との連絡体制を確立すること。 ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。 ・ 施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。 ・ 自動火災報知設備および消火設備を適切に備え付けること。 ・ 予備電源の備付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。 ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。 ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。 ・ 同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について、放送事業者間で緊密な連絡をとること。
水域施設 係留施設 (国土交通省)	<p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係留施設および係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。 ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。 ・ 平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。 <p>(平素からの備え)</p> <p>①事案発生時の連絡通報体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。 <p>②自主警戒の強化に関する備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。 <p>③施設の管理に関する備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蔵置された貨物等のうち、危険物については管理責任者および内容と蔵置場所を把握しておくこと。 ・ 水域施設については、船舶の利用に支障がでないよう必要な水深および幅員を確保しておくこと。 ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。 ・ 常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。 <p>(武力攻撃事態等における留意点)</p> <p>①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者および不審車両が水域施設および係留施設に紛れ込まないよう巡視・監視または出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。 <p>②利用者への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。 <p>※なお、上記の安全確保の留意点は、緊急対処事態に準用する。</p>

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
滑走路等 航空保安施設 旅客ターミナル施設 (国土交通省)	<p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保にあたっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。 ・関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。 ・平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。 <p>(平素からの備え)</p> <p>①事案発生時の連絡通報体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと（海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認も行うこと。）。 <p>②施設の管理に関する備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等の避難経路の確認を行うこと。 ・常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備すること。（武力攻撃事態等における留意点） <p>①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センサー等による監視体制を強化すること（必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと）。 ・航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講じること。 ・制限区域への出入り口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うとともに不審な者については、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。 ・ゴミ箱の集約・撤去を行うこと。 <p>②住民等への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。 <p>③施設の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。 <p>※なお、上記の安全確保の留意点は、緊急対処事態に準用する。</p>

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
ダム (国土交通省)	<p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。(平素からの備え) <p>①事案発生時の連絡通報体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。 <p>②自主警戒の強化に関する備え</p> <ul style="list-style-type: none"> 操作室・機械室等への侵入を防止するために鍵の二重化、センサー等の設置を行うこと。 駐車場(出入り口など)については夜間の照明を行うこと。 水源となっているダムについては、定期的に水質の検査を行うこと。 ごみ箱の集約・撤去を行うこと。 <p>③施設の管理に関する備え</p> <ul style="list-style-type: none"> 常時管理所にオイルフェンス、吸着マット、水質調査キット等の資機材を備え付けること。(武力攻撃事態等における留意点) <p>①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県警察等との緊密な連絡の下、職員等による巡回警備や監視カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に操作室・機械室等については、重点的に巡回警備の実施を行うこと。 操作室・機械室への出入り管理に当たっては、施設への出入り口等の限定を行うとともに、施設へ出入りする者の確認を行うこととし、職員以外の出入りは原則禁止とすること。なお、その際、身分確認、携行品の確認を行うこと。 <p>②住民等への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等が発生した際には、貯水量は必要最小限にすること。 <p>※なお、上記の安全確保の留意点は、緊急処理事態に準用する。</p>
危険物 (総務省消防庁)	<p>(1) 平素からの備え</p> <p>【都道府県知事】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。 都道府県警察海上保安庁消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。 避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置(施設の運転緊急停止等)が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。 市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。 都道府県警察海上保安庁消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。 避難経路の確認を行うこと。 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置(施設の運転緊急停止等)が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
	<p>(2) 武力攻撃事態等における留意点</p> <p>【都道府県知事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所および消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。 ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所および事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。 ・都道府県公安委員会または海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。 ・消防法第12条の3にもとづき、危険物施設の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限を検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う。） ・国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動または消費の一時禁止または制限を検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う。） ・消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続き危険物の流出および拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う。） <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所および事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。 ・消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続き危険物の流出および拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。
<p>毒劇物（毒物及び劇物取締法） (厚生労働省)</p>	<p>武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管または取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する。</p> <p>○ 武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物の保管または取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。 <ul style="list-style-type: none"> ※漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮 ※不審者に容易に見つけられ、盗取等されないよう配慮 ・毒物劇物の保管または取扱う設備には施錠および柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。 ・複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ※漏洩した毒物劇物を収容する設備（防液堤や排液処理設備）などの設置 ・複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤および措置を行う者のための保護具等を準備する。 <ul style="list-style-type: none"> ※保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備 ※中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備 ※土嚢（漏洩のせき止め）、ビニールカバー（飛散を防ぐため）や空容器（漏洩した毒劇物を回収するため）等災害の拡大を防止するための部材等を準備 ※反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備 ・上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
	<p>○ 武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物劇物の保管または取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。 ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。 <p>※管理台帳、または事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備</p> <p>※夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供</p> <p>※毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）にも情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。 ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。 ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。 ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。 ・ 施設全体の警備体制を整備する。 <p>※施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討</p> <p>※平素から自治体（県庁担当部局や保健所等）、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。 <p>※訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。 <p>○ 武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報体制を整備する。 <p>※消防機関、都道府県警察、海上保安部等*（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制および連絡先一覧の作成*海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ</p> <p>※災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など（ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど）、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡を取る体制やマニュアル等を整備</p> <p>※消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備</p> <p>※災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急措置体制を整備する。 <p>※毒物劇物の保管または取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法</p>

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難体制を整備する。 ※関係者および関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める。 ・被害の拡大防止体制を整備する。 ※周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。 ・上記の諸措置に関する整備計画および訓練・教育計画を立て、実施する。 ○その他の留意事項 ・上記の留意点は、緊急対応事態についても準用する。
火薬類 (経済産業省)	<p>(火薬製造所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。 ・施設および設備の監視を徹底すること。 ・火薬類の製造を行う区域の周囲には、関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。 ・施設内への作業員、見学者等の出入者の管理を徹底すること。 ・外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。 ・不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。 ・製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講じること。 ・火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。 ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。 ・平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。 <p>(火薬庫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。 ・火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。 ・貯蔵施設内への作業員・見学者等の出入者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。 ・不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。 ・火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。 ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。 ・平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
高圧ガス (経済産業省)	<p>(高圧ガス製造所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。 ・施設の周囲には、境界さく等を設置して境界線を明示すること。 ・施設内への作業員・見学者等の出入者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。 ・不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。 ・可燃性ガスおよび毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。 ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。 ・平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
	<p>(高圧ガス貯蔵所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。 ・施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。 ・施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。 ・不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。 ・非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。 ・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
核燃料物質 核原料物質 (文部科学省)	<p>(1) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者、核原料物質使用者および試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵(使用済み燃料の貯蔵を除く)を委託された受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく技術上の基準等を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①核燃料物質および核原料物質等の管理状況の確認の徹底 ②周辺監視区域および管理区域への出入り管理の徹底 ③武力攻撃事態等および緊急対処事態における事業所内および文部科学省および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認 <p>(2) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者およびこれらの者から核燃料物質の貯蔵(使用済み燃料の貯蔵を除く)を委託された受託貯蔵者のうち、原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、(1)の留意点に加えて、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実にすること。</p> <p>特に以下の点について徹底すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①文部科学省および治安当局等の関係機関との平素からの緊密な連携 ②武力攻撃事態等および緊急対処事態における事業所内および文部科学省および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認 ③防護区域等の巡視および監視の実施 ④防護区域等への人の出入り管理 ⑤核物質防護設備の点検および整備 ⑥防護対象特定核燃料物質の管理 ⑦防護対象特定核燃料物質の防護のための措置に関する情報の管理 ⑧その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検および整備 <p>(3) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者およびこれらの者から運搬を委託された者(文部科学省所管の施設のものに限る)は、核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の運搬を行う場合、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①武力攻撃事態等および緊急対処事態における事業所内および文部科学省および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
核燃料物質 核原料物質 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等および事業者等から運搬を委託された者ならびに受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置、簡易運搬に係る技術上の基準等を遵守するとともに、武力攻撃事態等および緊急対処事態における事業所および経済産業省および治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。 ・原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①経済産業省および治安当局等の関係機関との緊密な情報交換 ②武力攻撃事態等および緊急対処事態における事業所内、経済産業省および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認 ③防護区域等の巡視および監視の実施 ④防護区域等への人の出入り管理 ⑤核物質防護設備の点検および整備 ⑥特定核燃料物質の管理 ⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検および整備 ・訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。 ・施設および設備の監視を徹底すること。 ・平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。 ・国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
放射性同位元素（文部科学省）	<p>(1) 放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室および保管容器等の施錠管理の徹底 ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底 ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底 ④管理区域に出入りする場合の物品の持込みおよび持出しの管理の徹底 ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れおよび払出しに関する管理の徹底 ⑥事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認 ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラまたは防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛または職員等による施設の巡回および監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。 ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど情報管理に留意すること。 ・平素から文部科学省および治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。 <p>(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者および許可廃棄業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室および保管容器等の施錠管理の徹底 ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底 ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底 ④管理区域に出入りする場合の物品の持込みおよび持出しの管理の徹底 ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れおよび払出しに関する管理の徹底 ⑥事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認 ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラまたは防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛または職員等による施設の巡回および監視等による人的な防護を組み合わせるなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。 ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。 ・関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。 ・平素から文部科学省および治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
	<p>(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室および保管容器等の施錠管理の徹底 ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底 ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底 ④管理区域に出入りする場合の物品の持込みおよび持出しの管理の徹底 ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れおよび払出しに関する管理の徹底 ⑥事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認 ・平素から文部科学省および治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。 <p>(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者ならびに許可届出使用者、届出販売業者、届出貸業者および許可廃棄業者から運搬を委託された者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省および治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
<p>毒劇物(薬事法) (厚生労働省)</p>	<p>○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項 (法令に規定されている事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒薬または劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、または陳列しなければならない。(薬事法第48条第1項) ・毒薬を貯蔵し、または陳列する場所には、かぎを施さなければならない。(薬事法第48条第2項) <p>(その他留意すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。(平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号) ・毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。(同上) ・劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。(同上) ・平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。 ・事案発生時の連絡通報体制を確立する。 ・武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。 <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体(保健所等)、消防および警察、海保(臨海部に限る)に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。 ・摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講ずること。 ・盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
	<p>○ その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物または劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素または生物剤を取扱う製造所等においては、毒素または生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。 ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。 ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。
<p>毒劇物(薬事法) (農林水産省)</p>	<p>○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項 (法令に規定されている事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬または劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、または陳列しなければならない。(薬事法第48条第1項) ・ 毒薬を貯蔵し、または陳列する場所には、かぎを施さなければならない。 (薬事法第48条第2項) <p>(その他留意すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。 ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。 ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。 ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努める。 ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。 ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。 <p>○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体(保健所等)、消防、警察および海上保安部署(臨海部に限る)に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。 ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。 ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。 <p>○ その他留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物または劇物を取り扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素または生物剤を取り扱う製造所等においては、毒素または生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。 ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。 ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。
<p>電気工作物内の高圧ガス (経済産業省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設および設備の監視を徹底すること。 ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。 ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。 ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。 ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。 ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設および設備に関する不法行為ならびにその関連情報および不審情報に関する社内連絡および警察への通報を徹底すること。 ・平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。 ・国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。
生物剤、毒素 (文部科学省)	<p>(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原体等のBSLおよびBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。)</p> <p>(2) 施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。 ②保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。 ③生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。 ④生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。 ⑤生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。 ⑥生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレーブ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活化すること。 ⑦紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。 ⑧都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。 ⑨武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
生物剤、毒素 (厚生労働省)	<p>(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSLおよびBSLに応じた措置については、別表（P46）および国立感染症研究所病原体等安全管理規程（国立感染症研究所バイオセーフティ管理室ホームページ http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html）に準拠すること）。</p> <p>(2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。</p> <p>①施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。</p> <p>②保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。</p> <p>③生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。</p> <p>④生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。</p> <p>⑤生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。</p> <p>⑥生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。</p> <p>⑦紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。</p> <p>⑧武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。</p>

施設の種類 (所管省庁)	安全確保の留意点
生物剤、毒素 (農林水産省)	<p>(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原体等のBSLおよびBSLに応じた措置については国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。)</p> <p>(2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。</p> <p>①施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。</p> <p>②保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。</p> <p>③生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。</p> <p>④平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。</p> <p>⑤生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。</p> <p>⑥生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。</p> <p>⑦生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法(オートクレーブ処理による滅菌、薬剤処理等)により確実に不活化すること。</p> <p>⑧紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署(臨海部に限る)等への通報体制を整備すること。</p> <p>⑨武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。</p>
生物剤、毒素 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立感染症研究所病原体等安全管理規程(http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html)における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、別表(P46)および同規程に基づいた運営の実施を図ること。 ・安全管理委員会の設置および生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。 ・保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。併せて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。 ・生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。 ・生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法(オートクレーブ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活化すること。 ・紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。 ・防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。 ・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。 ・国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。
毒性物質 (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ・化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。 ・施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。 ・緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。 ・緊急時の連絡体制を確保すること。 ・施設および設備の監視を徹底すること。 ・平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。 ・国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

(別表) 生物剤等リストおよびBSL

生物剤等のリストについては、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。

レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。

(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

<ul style="list-style-type: none"> 1. ウイルス: 2. 細菌: 3. 真菌: 4. 原生動物: 5. 毒素: 6. 家畜に病原性を有する生物剤: 	ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。
ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。	

レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。※

(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。

(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

<ul style="list-style-type: none"> 1. ウイルス: 2. 細菌: 4. 原生動物: 5. 毒素: 	重症急性呼吸器症候群 (SARS) コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリアまたはダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチア、腸管出血性大腸菌 単包条虫または多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫または四日熱マラリア原虫 ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシスシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、トキシン、トキシン、テトロドトキ T-2 HT-2 シン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケンシン、マイクロシスチン、モデシン
--	---

※ 食品や飼料中の毒素の微量分析を行なうために毒素を保有する事業所にあつては「微生物学実験室」を「化学分析を行なうための実験室」と読み替えて運用する。

レベル3 (1) 実験室およびそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドアまたはエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。

(2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄および消毒可能なようにする。

(3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

<ul style="list-style-type: none"> 1. ウイルス: 2. 細菌: 3. 真菌: 5. 毒素: 6. 家畜に病原性を有する生物剤: 	黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス (大量※に保持する場合はレベル4)、リッサウイルス 炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア コクシジオイデス・イミチス 赤痢菌毒素 口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス
---	---

※ 25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

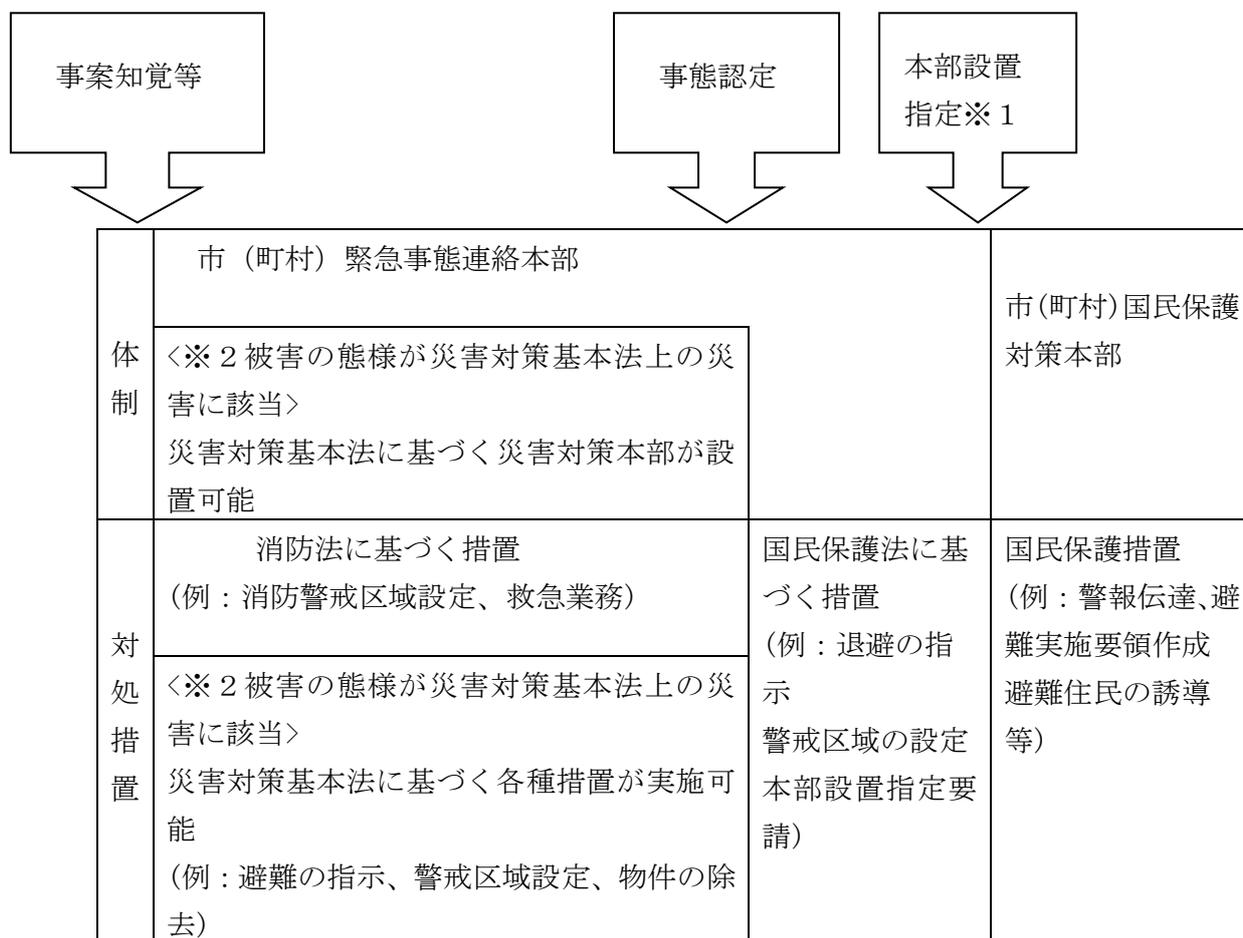
- レベル4
- (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。
 - (2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。
 - (3) 作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
 - (4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、また低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
 - (5) 実験室への給気は、1層のフィルタを通す、実験室からの廃棄 HEPA は2層のフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は HEPA 予備を含めて2組設ける。
 - (6) 実験室とサポート域の間に実験器材の持ち込みおよび取り出し用として、両面オートクレーブおよび両面ガス（エチレンオキサイド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。
 - (7) 実験室からの排水は 120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
 - (8) 実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
 - (9) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

1. ウイルス：痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトポックスウイルス

草津市緊急事態連絡本部の組織表

草津市地域防災計画(資料編)に定める警戒 2 号体制に準ずる。

災害対策本部と国民保護対策本部の関係



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等。なお、被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当していたとしても、その原因が武力攻撃によることが明白な場合は、事態認定前であっても、同法は適用できないこととされている。

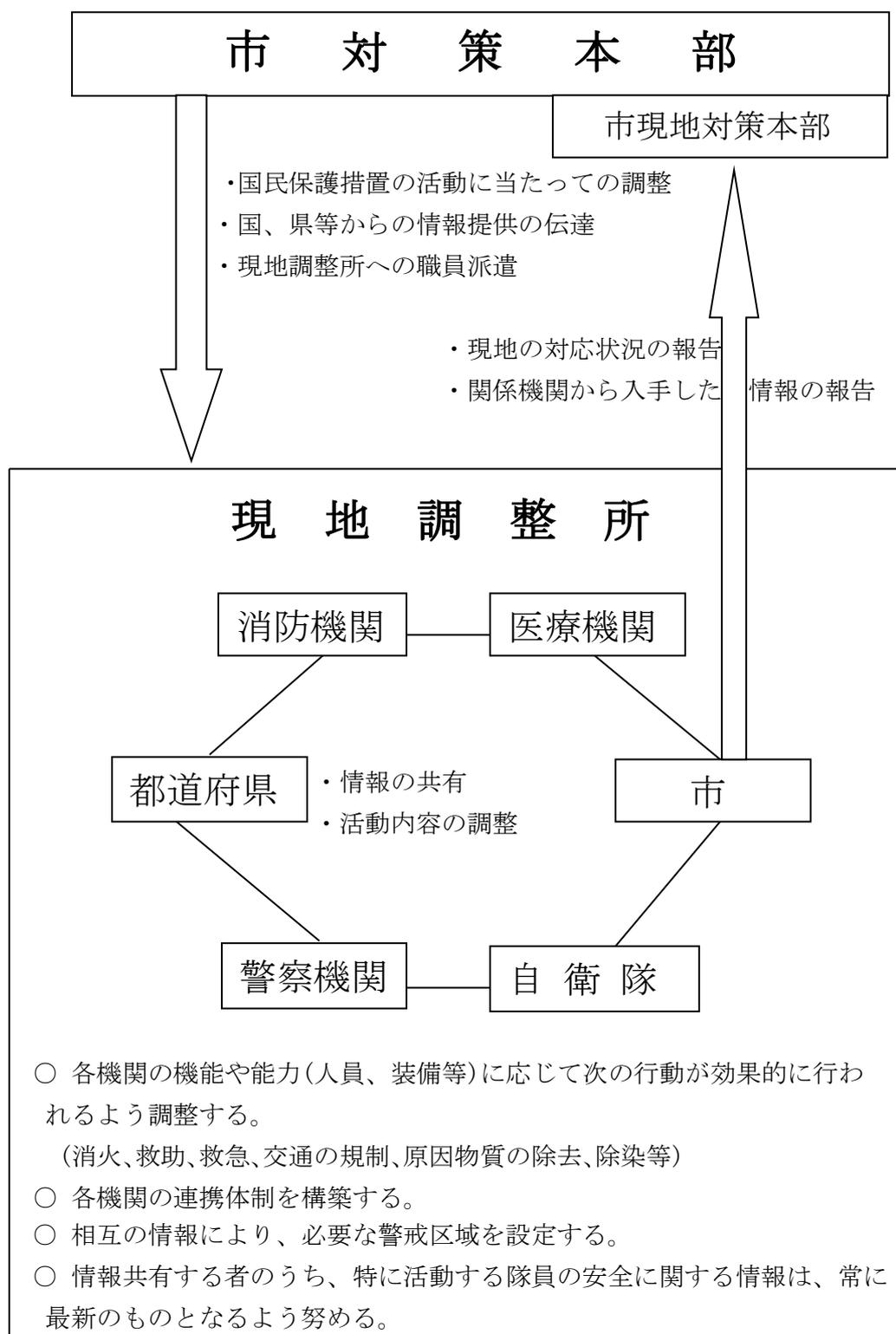
草津市国民保護対策本部組織表

草津市地域防災計画(資料編)に定める草津市災害対策本部組織に準ずる。

関係報道機関一覧

機関名称	担当部署	所在地	電話・FAX
日本放送協会 大津放送局	編成企画	〒520-0047 大津市打出浜3-30	(077)521-3088 (077)521-3089
びわ湖放送 株式会社	総務編成局 総務部	〒520-0826 大津市鶴の里16-1	(077)524-0151 (077)524-0167
株式会社ZTV	滋賀放送局	〒525-0055 草津市野路町683-1	0120-222-505
えふえむ草津		〒525-0034 草津市草津2丁目10-21	(077)566-5353

現地調整所の組織編成例



現地調整所の性格について

- 1 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

(例えば、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)

- 2 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

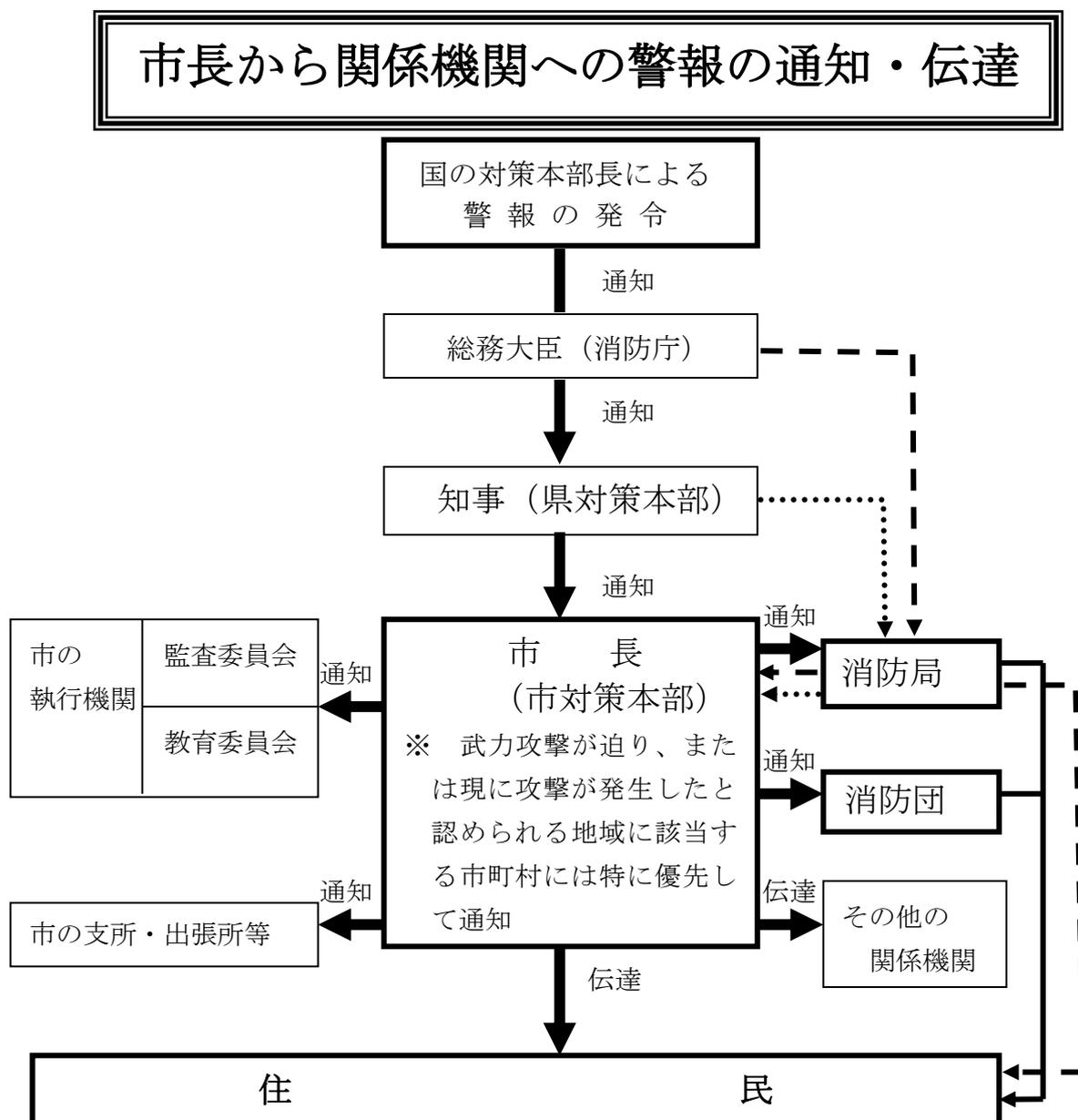
- 3 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時または随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動および救助・救急活動の実施および退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- 4 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)

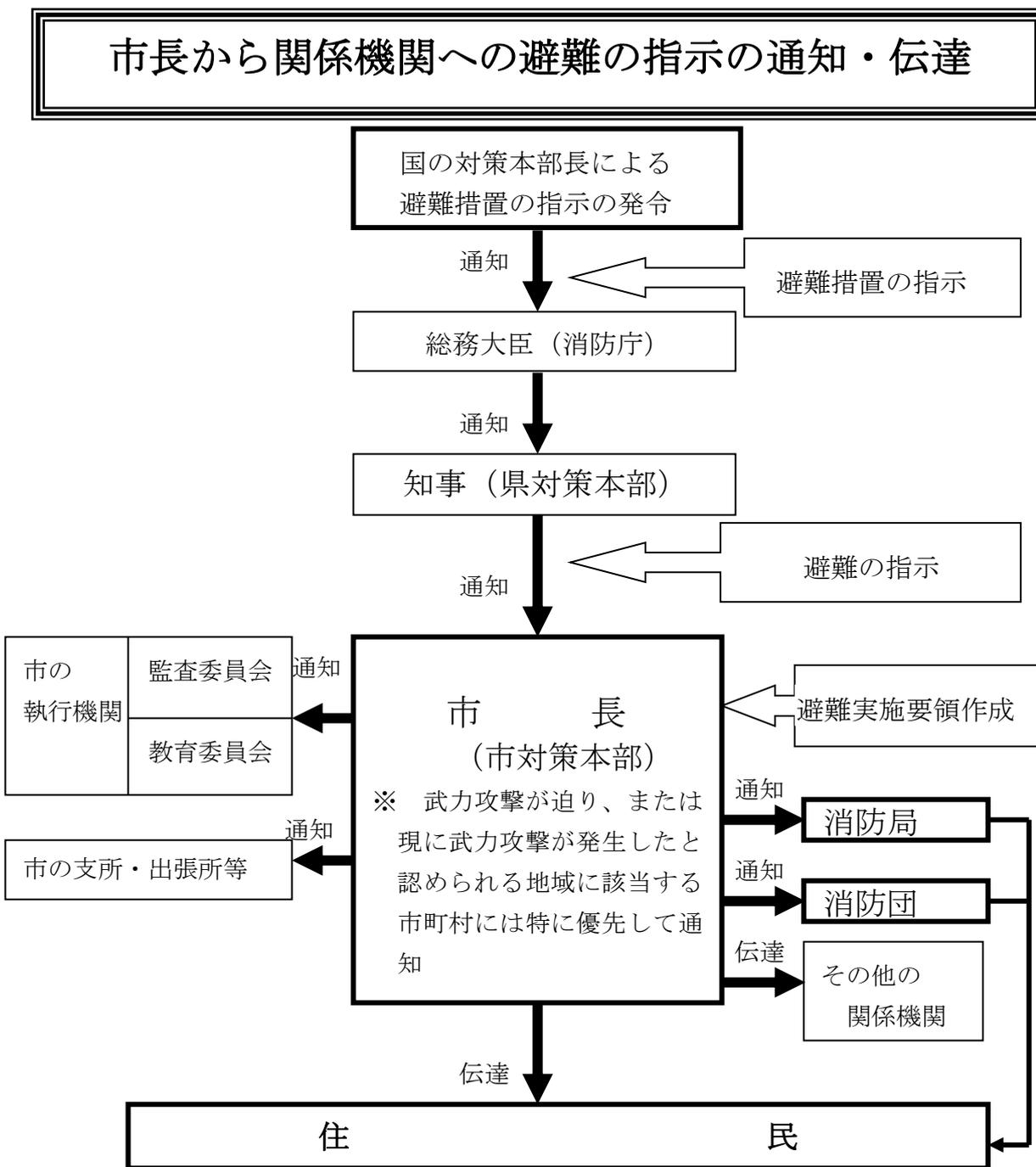
※ 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み



- ※ 市長は、ホームページに警報の内容を掲載
- ※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。
- ※ ミサイル攻撃等瞬時に伝達する必要のある警報の通知・伝達については破線で示す。
(- ->)この場合、市民は堅牢な屋内に退避し、次の指示を待つものとする。
- ※ 課業時間外に警報・情報等が市域に通知された場合、消防本部で受信し、市の国民保護担当職員に通知する。(.....▶)

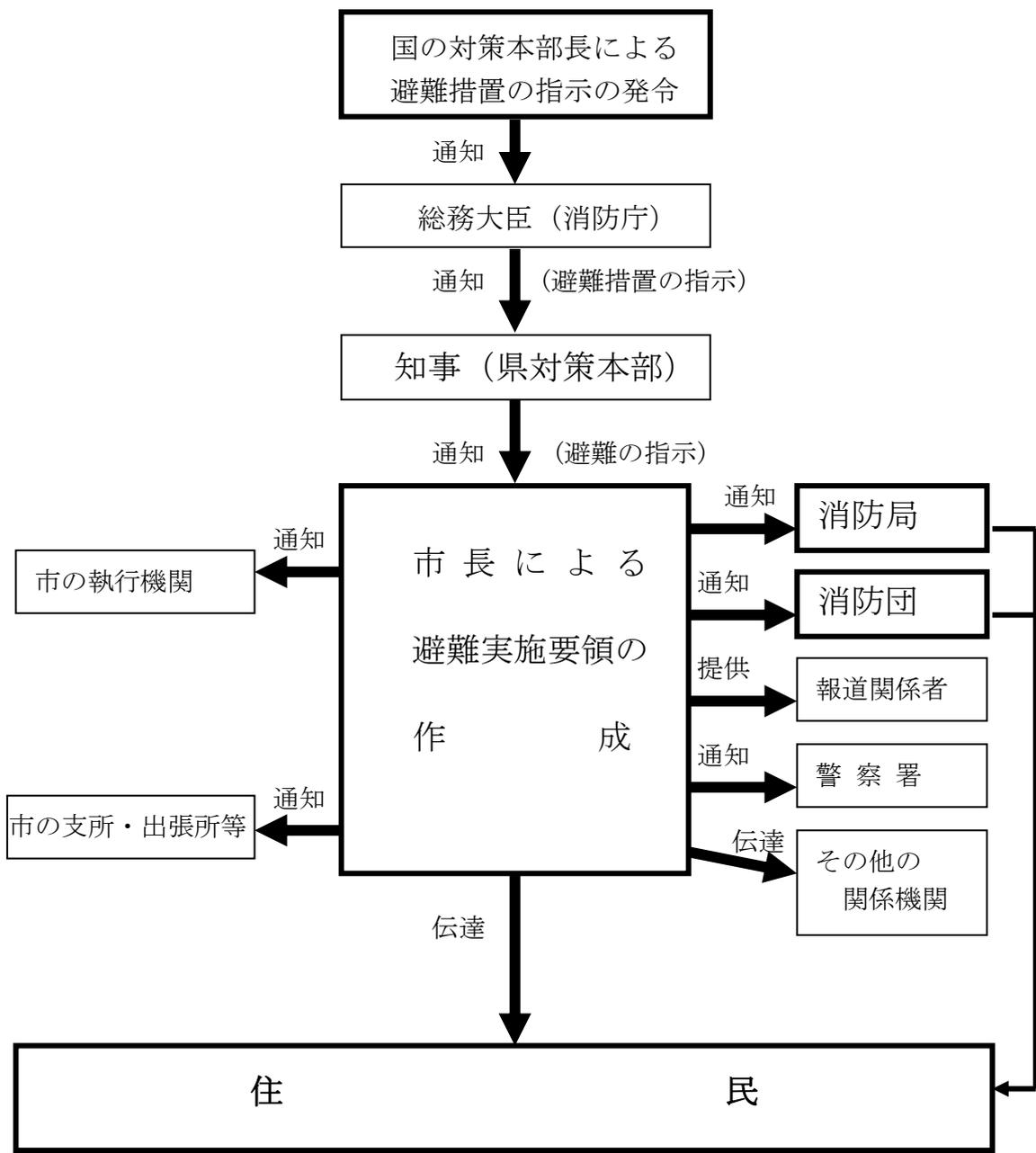
市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達の仕組み



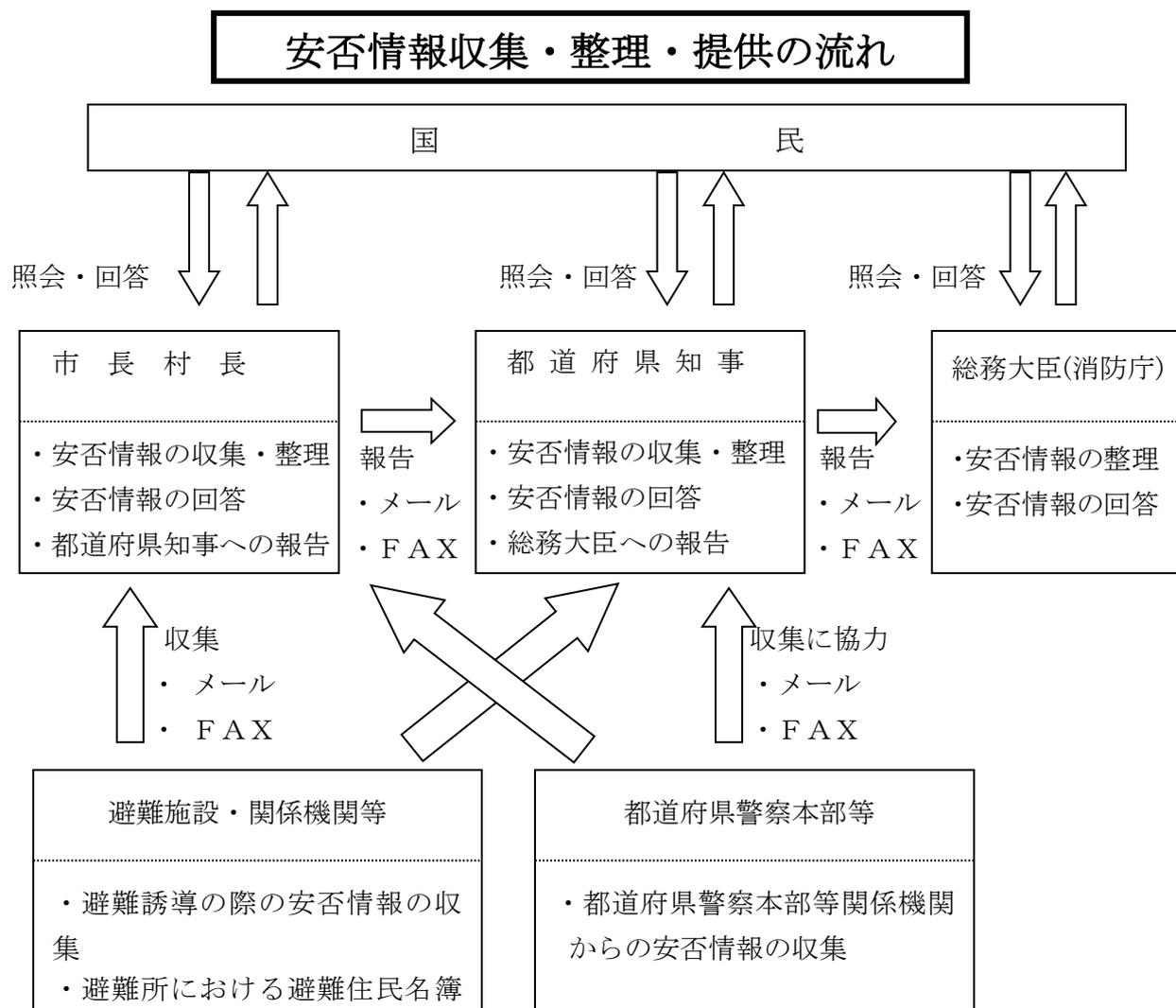
※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達の仕組み

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



安否情報収集・整理・提供の流れ



収 集 項 目	<p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>①氏名 ②フリガナ ③出生の年月日 ④男女の別 ⑤住所(郵便番号を含む) ⑥国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)</p> <p>⑧負傷(疾病)の該当 ⑨負傷または疾病の状況 ⑩現在の住所 ⑪連絡先その他必要情報 ⑫親族・同居者への回答の希望 ⑬知人への回答の希望</p> <p>⑭親族・同居者・知人以外の者への回答または公表の同意</p> <p>2 死亡した住民(上記①～⑦に加えて)</p> <p>⑧死亡の日時、場所および状況 ⑨遺体が安置されている場所 ⑩連絡先その他必要情報</p> <p>①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意</p>
------------------	---

身分証明書のひな型

	身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue 証明証番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期限の満了日/Date of expiry		

表

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名 /Signature of holder	

裏

草津市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）、国民の保護のための措置に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づく草津市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続き等必要な事項については、消防庁国民保護室が作成した「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」に準じて定めることとする。

市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）

〇〇市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止
- 第6章 雑則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、草津市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続き等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 市の職員（消防局長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(2) 消防団長及び消防団員

(3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

(交付の手続き)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記第2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等毎に第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要

があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続きは、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊表彰等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊表彰等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理棟について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

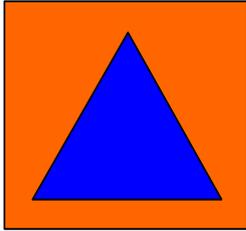
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式塔については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 ○○市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、○○課（又は○○室）が行うものとする。

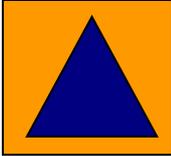
附則

この要綱は、平成○○年○○月○○日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		① オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ② 三角形の一角が垂直に上を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※ 一連の登録番号を表面右下すみに付する (例：〇〇市 1)
帽 章	帽子（ヘルメットを含む）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

	<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明証番号/No. of card</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期限の満了日/Date of expiry</p>	
---	---	--

表

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information</p> <p>血液型/Blood type</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名 /Signature of holder	

裏

別記様式1 (第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

市(町村)長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住所：〒 電話番号 E-mail :	写 真 縦4*横3Cm (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身長：..... Cm..... 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (Rh因子)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄) 資格： 証明書番号： 交付等の年月日： 有効期間の満了日： 返納日：
--

別記様式3 (第9条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
市(町村)長 殿	
申請者	
住所 (電話)	

氏名 印	

1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失(破損等)年月日	
3 紛失の状況(破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式4(第12条関係)

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
市(町村)長 殿	
申 請 者	
住所	(電話)

氏名	印

<p>1 旧身分証明書番号</p> <p>2 理由</p> <p>3 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※の欄は、記入しないこと。

Ⅱ 様 式

様式第1号

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷または疾病の状況	
⑩ 現在の住所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○でかこんでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答または公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療等の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者およびこれらに類するものを指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 死亡の日時、場所および状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は国民保護法第9 4条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第9 5条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療等の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。
また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者およびこれらに類するものを指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者または直近の直系親族を原則とします。

様式第 3 号

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分
 市名 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生年月日	④ 男女 の 別	⑤住所	⑥ 国籍	⑦その 他個人 を識別 するた めの情 報	⑧負傷 (疾病) の該当	⑨負傷 又は疾 病の状 況	⑩現在 の居所	⑪連絡 先その 他必要 情報	⑫親族・ 同居者へ の回答の 希望	⑬知人へ の回答の 希望	⑭親族・ 同居者・ 知人以外 の者への 回答又は 公表の同 意	⑮ 備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること
 - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は、日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
〇 〇 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（または地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重症	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡年月日、性別、年齢および死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(注) 被災情報の報告については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式第4号

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 日 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月
		申 請 者 住 所 (居所) _____ 氏 名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照 会 す る 理 由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため ③その他 ()	
備 考		
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないでください。

様式第5号

安否情報回答書

年 月 日	
殿	
臣	総務大
事)	(都道府県知
長)	(市町村
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡または負傷した住民に該当するか否かの別	
被 照 会 者	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	出生の年月日
	男女の別
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	その他個人を識別 するための情報
	現在の居所
	負傷または疾病の状況
	連絡先その他安否の確認に 必要と認められる情報

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」または「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡または負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」または「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷または疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所および状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

III 参 考

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準「救援の程度および基準」(厚生労働省告示第三百四十三号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

（救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。））については、別に定める額を加算した額の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百三十八万五千円以内とすること。

（2）長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金借上費又は購入費並びに光熱水費は一人一日当たり三百円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容

することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十八万五千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万七千三百円	二万二千二百円	三万二千七百円	三万九千九百円	四万九千六百円	七千二百円
冬季	二万八千五百円	三万六千八百円	五万四千四百円	六万三千三百円	七万五千六百円	一万三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続してい

る場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万三千円以内、小人十五万四千四百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。
(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十一万円以内とすること。
(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

- イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

- ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千四百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 死体の捜索

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

- 二 死体の処理

- イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。
(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 死体の捜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費

退避の指示の一例

○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住人については、戸外での行動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物（L t y 9 3 2）や地下街（草津駅地下駐車場）など屋内に一時退避すること。

○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住人については、〇〇地区の△△避難所へ退避すること。

○ 「〇〇町×丁目」国道△号と市道との交点付近で異常（爆発）発生、「〇〇町×～□丁目」にかけての地域は危険回避のため、住民は一時退避してください。当該地域には立ち入り禁止といたします。

避難実施要領の作成について

1 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありえる。

2 避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場感やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

3 県の示す避難実施要領の策定基準

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合には、ただちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項（避難実施要領の項目と留意事項）

ア 要避難地域および避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市A1地区1-2, 1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所および「A2町内会」)を避難の単位とする。

イ 避難先

避難先の住所および施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)

ウ 一時集合場所および集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所および場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車を利用するものとし、要援護者については自動車等を使用。)

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発着時間：○月○日15:20、15:40、16:00)

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

カ 避難の手段および避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間および避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、○○鉄道○○線AA駅より○月○日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市およびA市職員の誘導に従って、徒歩でB市B1高校体育館に避難する。)

キ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置および担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児および妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織および自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

コ 避難誘導中の食糧等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食糧・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日 18：00に避難住民に対して、食糧・水を供給する。集合場所および避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋およびハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL ○○-○○○○-○○○○ 担当××××)

※ 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項・ 避難の実施に関し必要な事項 |
|--|

※ 【避難実施要領の記載内容、策定の要否等について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただ、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることができる。（局地的な攻撃のような場合には、メモ程度のものに留めることでも構わない。）

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援要員の確保)
- キ 避難経路の設定や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との連絡)
- ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊および米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

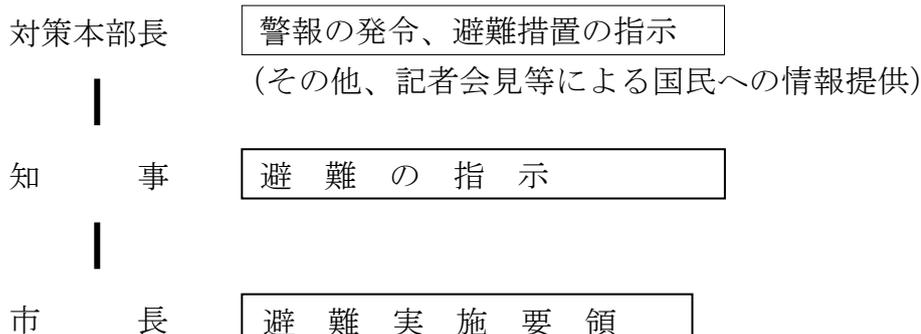
4 各種攻撃のパターン毎の避難実施要領

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)
- イ 以下の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の措置の流れ】

- ① 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- ② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令
ウ 避難実施要領の一例

避難実施要領（一例）

草津市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルが発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難誘導の方法

(1) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、草津市の市域が弾着予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(2) 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する。

(その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、通常の建物においても建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで眼張りを行い、外気よりできるだけ遮断される状態になるように周知する。)

(3) 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

(4) 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等（草津駅地下駐車場、平和堂地下食品街等）の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で弾着音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

(5) 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(6) 住民が近所で弾道ミサイルの弾着音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ、市、消防機関又は警察に連絡するよう周知する。

(7) 弾道ミサイルの弾着点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知する。

3 その他の留意点

(1) 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

(2) 市外住民の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

4 職員の配置等

職員の配置については、警報発令とともに、市庁舎地階に避難する。弾着後直ちに状況を確認（電話・防災無線等）し、消防・警察等と協力し、被害状況の収集、国民保護対策本部（緊急事態連絡本部）を解説し、所要の国民保護措置を実施する。

(2) ゲリラ・特殊部隊による場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防署員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

【避難に比較的余裕がある場合の対応】

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

【昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応】

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内退避や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

エ 避難実施要領の一例

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領（一例その1）

草津市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、滋賀県湖南地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される）が含まれている可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の草津市の大路地区及びその風下となる草津地区を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。（避難指示添付）

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

草津市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した大路（1～2丁目）地域については、直ちに現場から離れる（すでに退避中）とともに、周辺や風下となる草津（草津1～4丁目）地域の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

現場から離れた避難民については、野村運動公園及び渋川小学校を避難所に指定し、体育館等に開設する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による避難所又は屋内への避難住民の誘導を要請する。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市国民保護対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員10名を立ち入り禁止区域の各道路封鎖点に派遣し状況を確認するとともに、避難所班を各避難所に配置し、所要の救援措置を講ずる。

また、渋川地区に現地調整所を開設し、消防、警察、自衛隊、医療関係者等との調整を実施する。

地域災害医療センター（済生会病院）に職員を派遣し、傷病者の状況を確認する。

ウ 国又は県の現地対策本部が設置された場合は、連絡のため職員を派遣し、活動調整や情報収集に当たらせる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 市は、防災行政無線を用いて、避難対象地域を重点に市域の住民に避難実施要領の内容を伝達する。その際、要避難地域には防護機能を有する消防車両等を活用するとともに、あらゆる手段を講じて伝達に努める。

イ 上記と並行し、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、消防団長、警察署長等にも実施要領を通知し伝達を依頼する。

ウ 災害時要援護者等の登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険関係者、障害者団体、国際交流協会等への伝達を行う。

エ 指定公共機関（日本放送協会）地方指定公共機関（琵琶湖放送）等に対し避難実施要領の放送を依頼するとともに、各報道関係機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(4) 避難所の開設等

ア 野村運動公園、渋川小学校を避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。

イ 市は、県との調整により、DMAT各1コ班を野村運動公園、渋川小学校両避難所に配置し、医療救護活動を実施する。この際、特にNBCへの対応能力を有する医療関係者をDMATに加えて派遣を要請する。

ウ 重度の患者等については、搬送するため日赤等の救急車を依頼するとともに、受け入れ先として滋賀大付属病院を確保する。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 誘導等に当たる職員等は国民保護標章を着用するとともに、立ち入り制限区域外において避難民を誘導する。この際、立ち入り制限内における誘導・救助等活動は所要の防護服を着用した消防隊員等が実施する。

(6) 住民に周知する事項

ア 住民に対しては、屋内では窓を閉め目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく植えの階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体等を水と石鹼でよく洗い流すよう促す。

ウ 防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報の入手に努めるよう促す。

(7) 安全の確保

ア 二次被害を生じさせないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約し、各職員・関係者・地域住民等に最新の汚染状況等の情報を提供する。

イ 汚染のひどい地域においては、専門的な装備をもつ機関（自衛隊等）に被災者を救助してもらうとともに、その地域からの移動・搬送等については、汚染地域の境界線付近において、人員・装備等について除染の実施を依頼する。

3 各部の役割
(対策本部及び関係機関のみ伝達)

避難実施要領（一例その2）

草津市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、滋賀県湖南地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される）が含まれている可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の草津市の大路地区及びその風下となる草津地区を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。（避難指示添付）

2 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

要避難地域

ア 避難所への要避難地域：大路1～2丁目

イ 屋内退避地域（風下のため）：草津1～4丁目

3 一時集合場所及び集合方法

それぞれの避難所へ各人徒歩移動

4 集合時間

速やかに

5 集合に当たっての留意事項

避難所への避難者はできる限り早急に実施

屋内避難については、窓の目張りを実施し室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動

6 避難の手段及び避難の経路

徒歩による

大路1～2丁目から南方向を避け、北方(渋川小学校)及び西方(野村運動公園)へ退避

- 7 市職員、消防職団員の配置等
市職員については危険地域外において誘導を実施
防護服着用の消防署員は要避難地域内において誘導、救出、残留者確認を実施
- 8 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
要援護者については、必要に応じて車両移動のほか、支援プランどおり行動
- 9 要避難地域における残留者の確認
防護服着用の消防署員が確認
- 10 避難誘導中の食料等の支援
避難所において、支援
- 11 避難住民の携行品、服装
携行品：1日分の食料等、日用品
服装：皮膚を外気に触れないよう長袖シャツ・長ズボン・手袋・頭巾・マスク(できればフルフェイス)
- 12 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
避難所(渋川小学校及び野村運動公園)又はもよりの地域まちづくりセンター

(3) その他各種の事態に応ずる場合の避難実施要領については、逐次作成する。

5 避難誘導における留意点

(1) 各種の事態に即した対応

ア 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。

イ 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際にミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。

ウ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの徒歩移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。

エ 大都市部での突発的なテロなど時間的余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。

オ 行政当局のかぎられた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

(2) 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

ア 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。

イ 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。

ウ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。

エ 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。

オ 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

キ また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

(3) 住民に対する情報提供の在り方

ア 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。

イ 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。

ウ その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである。（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）

エ また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

オ 放送事業者の有する情報伝達の即時機能に鑑み、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。

カ 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員児童委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より十分な連携を図っておくことが求められる。

キ NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

（４）高齢者、障害者等への配慮

ア 避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導にあたり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への退避を現実的な避難方法として考えることが必要である。

イ 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていく。

（ア） 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置

（イ） 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認

（ウ） 社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保健制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施

（エ） 一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）等

ウ また、老人福祉施設等の施設の管理者において、車椅子や担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておく。

エ なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人一人と接する機会を捉えて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式 必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(精度を周知した上で)自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式 必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組みと、災害時要援護者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経た上で、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式	情報共有の結果、特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要

(5) 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

ア 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性のあることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。

イ したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。

ウ 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感をもって避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。

エ このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

(ア) 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者

は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

(イ) 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。（自主防災組織等には特殊標章の交付も）

(ウ) 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(ウ) 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

(6) 学校や事業所における対応

ア 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。

イ 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする。（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）

ウ こうした取組を円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

(7) 民間企業による協力の確保

ア 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。

イ 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。

（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）

ウ このため、各地域において、こうした取組を行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進める。

(8) 住民の「自助」努力による取組の促進

ア 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大震災の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力

が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。

イ 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。

ウ 各市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員又は警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。